



会計検査院 / 会計のとびら



- 1 会計検査院とは
- 2 会計検査の観点
- 3 会計検査の実施方法・根拠
- 4 説明会・研修資料
- 5 決算検査報告掲記事項

- 6 令和6年度の受検予定庁
- 7 実地検査までの大まかな流れ

△ 1 会計検査院とは

会計検査院は、国会、内閣、裁判所いずれの機関からも独立しており、他から制約を受けることなく、予算が適切かつ有効に執行されているかを厳正に検査し、その結果を次の予算の編成や執行に反映させることで、国の行政活動を健全に維持していく上で重要な役割を果たしています。

会計検査院による検査は、憲法90条及び会計検査院法等に基づき実施されます。

裁判所も国家機関である以上、例外なく、検査院から会計経理について検査を受ける対象になります。

(参考・検査の対象) [国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府ほか11省等](#) | [検査の対象](#) | [会計検査院について](#) | [会計検査院 Board of Audit of Japan \(jaudit.go.jp\)](#)

△ 2 会計検査の観点

会計検査院は、①正確性、②合規性、③経済性、④効率性、⑤有効性という五つの観点から検査を行っています。

正確性、合規性は、このまま、文字どおりです。皆様も当然のこととして日頃から事務をしているかと思いますが、経済性・効率性・有効性を、日頃の事務の中で、意識しながら行なうことはまだ身近ではないかもしれません。

ちなみに、経済性・効率性・有効性は「3E」と呼びます。

③経済性とは、予算の執行がより少ない費用で実施できいかという観点です。例えば、契約方式や仕様等が競争を阻害するものになっていないかというものです。

④効率性は、業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、または、費用との対比で最大限の成果を得ているかという観点です。例えば、仕様が契約の目的を最大限発揮できる内容となっているかといったことになります。

⑤有効性は、予算の執行の効果が目的を達成しているかという観点です。例えば、購入した物品が有効に活用されているかといったことになります。

(参考・検査の観点) [検査の観点](#) | [検査の実施](#) | [会計検査に関する活動](#) | [会計検査院 Board of Audit of Japan \(jaudit.go.jp\)](#)

【talk time】

監査係にいると、高地家裁の監査の結果を拝見する機会がありますが、やはり圧倒的に多いのは正確性や合規性の観点からの指摘で3Eの観点での指摘を目にすることは多くはありません。

ただ、国の予算の事情を考えると、裁判所の課題であるデジタル化や物件費の最適化、庁舎維持管理費の節減、仕様の内容や競争性を高めるための開拓や声掛けなど、3Eの観点が裁判所での施策にどう影響しているのかを意識しながら事務をすることが今後一層求められていくことになります。

△ 3 会計検査の実施方法・根拠

検査の実施方法としては、書面検査と実地検査があります。

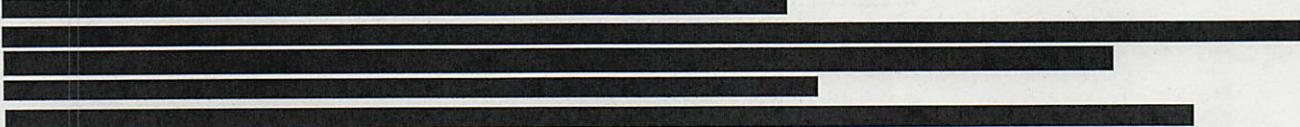
書面検査は、皆様が、各庁から提出している計算書や証拠書類による検査です。会計検査院による検査というと実地検査をイメージする方も多いと思いますが、計算書や証拠書類により1年を通して常時検査されています。根拠は会計検査院法24条です。

次に、皆様がイメージされる実地検査は院法25条によるもので、裁判所には「受検義務」が課されています。検査院は、院法26条により帳簿や書類などの提出要求や関係者に対する質問をすることができる権限があり、受検院はこれに応じる義務があります。

(参考・関係法令) <https://www.jaudit.go.jp/jaudit/law/index.html>

【talk time】

検査院による検査対象は会計経理に広く及ぶものですが、裁判所は、他の府省庁とは異なり、三権分立により他の機関から独立しているという特殊性があります。



△ 4 説明会・研修資料



決算検査報告説明会配布資料

(添付資料)
令和3年12月3日
2. 決算検査報告

会計検査（契約關係）について

公正取引委員会連絡協議会配布資料（会計検査院分）

△ 5 決算検査報告掲記事項

会計検査院は、検査終了後、憲法90条に基づいて検査報告を作成します。この検査報告は、会計検査院が1年間にわたって実施した検査の成果を明らかにした文書で、内閣に送付され、内閣から国会に提出されます。

検査報告は、国民が予算執行の結果について知ることができる重要な報告文書であり、内閣送付のときには、マスコミを通じて広く報道され国民の关心を集めているものです。

検査報告の内容は非常に多岐にわたっておりますが、検査の所見が記述されているもののうち、不適切な事態とされるものは「指摘事項」とされます。

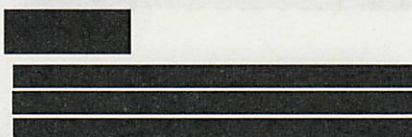
指摘事項とされた場合、国会に報告されるとともに検査院及び裁判所のHPに掲示され、是正措置等を求められるとともに今後の予算要求等に対しても影響を及ぼすことになるため、実地検査に対する対応には細心の注意を払って臨む必要があります。

(参考・検査報告) 令和4年度決算検査報告の特徴的な案件 | 最新の検査報告 | 検査結果 | 会計検査院 Board of Audit of Japan (jbaudit.go.jp)



(参考・検査報告DB) https://report.jbaudit.go.jp/

△ 6 令和6年次の受検予定



△ 7 実地検査までの大まかな流れ

1 日程連絡

検査院から最高裁に対して受検日程の打診がある。

2 受検通知等

実地検査の約1か月前に、検査院から最高裁に対して、実地検査の日程、検査院係官（以下「調査官」という。）の主任官及び人数の正式通知並びに [REDACTED] がなされる。

3 出張通知書

上記通知とは別に、実地検査の2週前間位に、検査院から最高裁に対して出張通知書（出張官、検査期日、検査箇所（受検院名））が送付される。

4 受検日程表の作成

検査院から最高裁に対して、実地検査の2～3週間前を目安に、日程表の作成依頼がある。

※ 調査官の受検院への交通、昼食及び宿泊場所は、検査院側で手配する（送迎等不要）。

5 記録等の整理・確認 [REDACTED]

受検院は、受検に先立ち、記録や帳簿諸票の精査を行う。

6 [REDACTED]

8 会場設営

会場には、[REDACTED]を備え置き、調査官から求められた場合に速やかに提示できるようにしておく。

また、調査官全員がPCを持参するため、人数分の延長コードを準備する。

9 当日の対応

(1) 概況説明及び庁舎内現場検査

実地検査初日、所長（長官）等あいさつ終了後、30分～1時間程度で概況説明を行うことが通例である。

(2) 係員紹介

実地検査開始前に、会計（経理、出納）課の職員紹介を行うことが一般的である。

(3) 調査官への説明

[REDACTED]個別説明する（原則、複数対応）。

調査官からのオーダーは、改めて確認・復唱するなどして、認識を共通し、オーダーと異なる対応をすることがないよう注意する。

10 実地検査終了後の事務（会計実地検査報告書の提出）

実地検査終了後、15日以内に、昭和23年3月25日付け会甲第513号「会計実地検査状況報告方について」に従って、「会計実地検査報告書」をEASYにより監査係へ直接提出する。

上記通達記三で報告することとなっている検査を受けた事項については、項目のみを記載することで足りる。同記四の「検査官に提出した書類」は、添付を要しない（ただし、別途上級庁から提出を求める場合がある。）。また、提示文書については、上記通達で報告対象とされていないことから特記すべきものがあれば、任意記載することが望ましい（例〇年の〇月〇日付け監査課長事務連絡（提示））。

11 その他留意事項等

(1) 電子保存文書の提示について

検査時に検査会場に備え置く[REDACTED]について、[REDACTED]の電子化に伴い、検査資料に紙と電子が混在することになるが、紙保存されている資料については紙により、[REDACTED]に電子保存されている資料については、原則として紙に印字することなく電子データにより提示する。そのため、共用パソコン等を検査用パソコンとして複数台確保し、検査期間中検査会場に備え置いていただきたい。また、前記[REDACTED]以外でも、検査期間中に電子データの提示を求められた場合には、同様の方法で提示する。

なお、[REDACTED]については、調査官から特に求めがあるまで提示不要である。

おって、この取扱いは、[REDACTED]電子化の過渡期である現時点におけるものであり、変更等が生じた場合や検査院から個別の指示があった場合には、別途監査係から連絡する。

(2) [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

